

堺市事業所向け省エネ設備等導入支援事業 補助金交付要綱

1 名称

補助金の名称は、堺市事業所向け省エネ設備等導入支援事業補助金（以下「本補助金」という。）とする。

2 目的

この要綱は、市内の事業所に対し、省エネ設備等の導入費用に係る補助金を交付することにより、温室効果ガス排出量やエネルギー消費量の削減を推進することを目的とする。

3 堺市補助金交付規則との関係

本補助金の交付については、堺市補助金交付規則（平成12年堺市規則第97号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

4 補助事業等

(1) 補助対象者

補助対象者は、以下の事業者で市税を滞納していない者とする。

- ① 事業所を運営し、補助対象設備を所有する事業者。
- ② 事業所を運営する事業者（以下「設備使用者」という。）にリース等（ESCOを含む。）によって補助対象設備を提供する事業者（以下「リース事業者等」という。）。

(2) 補助対象事業所

補助対象事業所は、市内事業所のうち、次の項目をすべて満たす事業所（以下「対象事業所」という。）とする。ただし、対象事業所であっても、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項および第6項から第11項までに規定するものについては、除くものとする。

- ① 年間のエネルギー使用量及び省エネ設備等の導入によるエネルギー削減効果が把握できること。
- ② 事業所全体における申請前直近1年間のエネルギー使用量が、自動車のエネルギー使用量を除いて、原油換算で1,500kL未満であること。
- ③ 申請日まで1年以上にわたってエネルギーを使用して事業を行う事業所であること。
- ④ 省エネルギー診断を受けていること。
- ⑤ 行政機関が所有又は運営する事業所でないこと。

(3) 補助対象設備

補助対象設備は、別表1に掲げる設備とする。

(4) 補助対象事業

補助対象事業は、補助対象者（リース等の場合、設備使用者）が運営する事業所において、補助対象者（リース等の場合、設備使用者）が使用するエネルギー使用設備について実施する事業であり、次の項目の要件を満たす事業に限る。ただし、本補助金を申請する事業に関して本市の他の補助制度による支援を受けたあるいは受ける予定の補助対象設備を導入する事業は、対象外とする。

- ① 工事を伴う未使用の補助対象設備を1種類以上導入する事業であること。
- ② 対象事業所における補助対象設備の導入前後で、事業所全体で下記(イ)～(ハ)のいずれかを満たす事業であること。
 - (イ) エネルギー使用量を、1%以上削減する事業。
 - (ロ) 温室効果ガス排出量を、1t-CO₂/年以上削減する事業。
 - (ハ) 最大需要電力を、1%以上削減する事業。
- ③ 個々の補助対象設備の導入においてもエネルギー起源温室効果ガス排出量を現状から削減するものであること（蓄電池を除く。）。)
- ④ 導入する補助対象設備1種類において、4（5）に規定の補助対象経費が300,000円以上の事業とする。

(5) 補助対象経費

補助対象経費は、補助対象事業の実施に要する費用のうち、別表2及び別表3に定めるものとする。

5 補助金の額

- (1) 本補助金の交付額は、別表4に基づく額とする。ただし、予算の範囲内で交付するため、必ずしもこの限りではない。
- (2) 本補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

6 補助金の交付の申請

- (1) 本補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請事業者」という。）は、別に定める期間内に、堺市事業所向け省エネ設備等導入支援事業交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、補助事業に着手する前に、市長に提出しなければならない。
 - ① 事業計画書（様式第2号）
 - ② 収支予算書（様式第3号）
 - ③ 役員情報届出書（様式第4-1号及び様式第4-2号（リース等の場合））（法人その他の団体に限る。)
 - ④ 納税状況確認同意書（様式第5-1号及び様式第5-2号（リース等の場合））
 - ⑤ 補助対象経費に関する見積書及び内訳書の写し
 - ⑥ 対象事業所全体の直近1年間のエネルギー使用量及び直近1年間の温室効果ガス

排出量に関する書類（様式第1号別紙1）

⑦補助対象設備の導入前後の対象事業所全体におけるエネルギー使用量及び温室効果ガス排出量の削減率等に関する書類（様式第1号別紙2）

⑧機器配置図（補助対象設備を導入する箇所を示すもの。）

⑨補助対象設備導入前の施工予定箇所の写真

⑩省エネルギー診断に係る診断結果等の報告書の写し

⑪その他本補助金の申請にあたり市長が必要と認める書類

(2) 申請事業者がリース事業者等（以下「共同申請事業者」という。）の場合は、設備使用者と共同で申請しなければならない。また、6（1）に定める書類に添えて、次に掲げる書類を提出しなければならない。

①導入する補助対象設備に関するリース契約書等の案

②リース料金等から補助金相当分が減額されていることを証明できる書類

(3) 申請事業者（共同申請事業者は除く。）は、同じ年度において、3つの事業所まで本補助金を申請することができる。

7 補助金の交付の条件

交付決定事業者は、補助事業の実施に当たり、次の項目の要件を遵守しなければならない。

①本補助金は、補助事業の目的以外に使用してはならないこと。

②補助事業に要する経費の配分の変更（20パーセント以内の流用増減を除く。）若しくは補助事業の内容の変更又は補助事業の廃止をしようとする場合においては、あらかじめ市長の承認を受けること。ただし、8の交付決定を受けた時点の補助事業の内容と比較して、温室効果ガス排出効果等が著しく低下する場合、市長は交付決定を取り消すことができるものとする。

③補助事業の実施に関し、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争によるものとする。ただし、一般の競争によることが著しく困難又は不相当であると市長が認める場合を除く。

④補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

⑤規則の規定に従うこと。

⑥本補助金の交付の決定の内容又はそれに付した条件に違反し、若しくは法令又はそれに基づく市長の処分違反したときは、本補助金の全部又は一部を返還しなければならないこと。

⑦リース等の場合、リース料金等から補助金相当分が減額されていること。

8 補助金の交付の決定

- (1) 市長は、6に規定の交付申請書等に不備がなく、4(1)に規定する補助対象者及び4(4)に規定する補助対象事業であると判断した場合には、交付申請を受理するものとする。ただし、補助交付申請額の総額が予算の範囲以上となった交付申請書等の受理をもって受付を停止する。
- (2) 市長は、6に規定の交付申請書等の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、堺市事業所向け省エネ設備等導入支援事業補助金交付決定通知書(様式第8号)により通知するものとする。
- (3) 市長は、審査の結果、本補助金を交付することが適当でないとき認めるときは、速やかにその旨を申請事業者堺市事業所向け省エネ設備等導入支援事業補助金不交付決定通知書(様式第9号)により通知するものとする。

9 交付申請の取下げ

- (1) 補助金交付決定通知書を受けた事業者(以下「交付決定事業者」とする。)は、6の申請を取り下げようとするときは、交付決定日から起算して30日以内にその旨を書面で市長に申し出なければならない。
- (2) 市長は、前項の規定による取り下げの申し出を受理した場合は、8の交付決定はなかったものとみなす。

10 補助事業の変更等

- (1) 交付決定事業者は、7②の規定による変更に係る承認を受けようとする場合は、堺市事業所向け省エネ設備等導入支援事業補助金変更申請書(様式第6号)に市長が必要と認める書類を添えて提出しなければならない。市長は、変更申請書を受理した場合は、8の例により変更に係る承認を行い、補助事業者に通知するものとする。
- (2) 交付決定事業者は、7②の規定による廃止に係る承認を受けようとする場合は、堺市事業所向け省エネ設備等導入支援事業廃止承認申請書(様式第7号)に市長が必要と認める書類を添えて提出しなければならない。市長は、廃止承認申請書を受理した場合は、8の例により廃止に係る承認を行い、補助事業者に通知するものとする。

11 実績報告

- (1) 交付決定事業者は、補助事業に係る工事に伴う支払を完了した日の翌日から起算して30日以内に、堺市事業所向け省エネ設備等導入支援事業補助金事業実績報告書(様式第10号)に次の書類を添付し、市長に提出しなければならない。なお、提出期限は交付決定を受けた年度の3月18日とする。ただし、市長が認める場合はこの限りではない。

- ① 事業実施報告書（様式第 1 1 号）
 - ② 収支決算書（様式第 1 2 号）
 - ③ 売買契約書、工事請負契約書その他これらに相当する書類の写し
 - ④ 工事請負業者等が交付決定事業者が発行した領収書その他これに相当する書類の写し
 - ⑤ 省エネ設備等導入後の施工箇所の写真
 - ⑥ その他補助金の実績報告にあたり市長が必要と認める書類
- (2) 共同申請事業者が実績報告をする場合は、1 1 (1) に定める書類に添えて、導入した補助対象設備に関するリース契約書等の写しを提出しなければならない。

1 2 補助金の交付の確定及び請求

- (1) 市長は、1 1 の規定による報告を受けた場合は、当該報告に係る書類等によりその内容を審査し、適当と認めたときは、本補助金の額を確定するものとする。
- (2) 市長は、本補助金の額の確定を行ったときは、速やかに堺市事業所向け省エネ設備等導入支援事業補助額確定通知書（様式第 1 3 号）により、交付決定事業者に通知するものとする。
- (3) 交付決定事業者は、堺市事業所向け省エネ設備等導入支援事業補助金交付請求書（様式第 1 4 号）に堺市事業所向け省エネ設備等導入支援事業補助額確定通知書の写しを添えて、本補助金の額の確定通知日から起算して 1 4 日以内に、本補助金の交付請求を市長に対して行わなければならない。

1 3 補助金に係る経理

- (1) 交付決定事業者は、本補助金に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整備し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日から 5 年を経過した日の属する年度の末日まで保存しなければならない。
- (2) 市長は、交付決定事業者に対して、必要に応じて (1) に係る書類の提出を求め、調査することができる。

1 4 補助事業に係る協力

本補助金の交付を受けた交付決定事業者（リース等の場合、設備使用者を含む。）は、省エネ設備等の導入に係る事例その他市長が必要と認める事項の公表について、市長に協力するものとする。

1 5 取得財産等の管理

交付決定事業者（リース等の場合、設備使用者を含む。）は、本補助金の交付を受けて導入した機器について、設置日から「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 4 0

年大蔵省令第15号)」に定める耐用年数の期間、善良な管理者の注意をもって適正に維持管理し、効率的運用を図らなければならない。この場合において、交付決定事業者は、天災地変その他交付決定事業者（リース等の場合、設備使用者を含む。）の責めに帰することのできない理由により、本補助金の交付を受けて導入した機器がき損し、又は紛失したときは、その旨を市長に届け出なければならない。

1.6 取得財産等の処分の制限

交付決定事業者は、本補助金の交付を受けて導入した機器の法定耐用年数の期間内において、当該機器を処分しようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書（様式第15号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

1.7 委任

この要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、環境都市推進部長が定める。

附 則

この要綱は、令和3年5月17日から施行する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、令和5年度の予算に係る補助金（当該年度の予算で翌年度に繰り越したものに係る補助金を含む。）については、この要綱は、同日後もなおその効力を有する。

別表 1

補助対象設備は次のものとする。

①産業ヒートポンプ
②業務用給湯器
③高性能ボイラ
④低炭素工業炉
⑤変圧器
⑥冷凍冷蔵庫（冷凍機を含む。）
⑦産業用モータ
⑧定置式蓄電池
⑨業務用燃料電池等コージェネレーションシステム
⑩地中熱など未利用エネルギーを活用するシステム

別表 2

補助対象事業を行うために必要となる次の経費を対象とする。

補助対象経費	内訳
設備費	堺市事業所向け省エネ設備等導入支援事業の実施に必要な機器費、計測装置、その他必要不可欠な付属機器。

- 1 補助対象経費に自社製品の調達又は関係会社からの調達分（工事等を含む。）がある場合は、別表 3 に定める方法により利益等を控除すること。
- 2 消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する消費税及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税に相当する額は、補助対象経費から除外すること。
- 3 補助対象事業に必要となること及び必要不可欠であることの証明は、申請事業者が行うこと。

【工事費など補助対象外となる経費】

- ・設備費以外の経費（設置費・撤去費・移設費・処分費等の工事費や設計費・諸経費・通信費・水道光熱費・旅費・振込手数料等の事務費）は補助対象外とする。
- ・過剰と見なされるもの、増設されるもの、将来用・兼用・予備用のもの及び本事業以外において使用することを目的とするものに要する経費は補助対象外とする。
- ・中古の設備の設置に要する経費は補助対象外とする。
- ・土地の取得及び土地賃借料は補助対象外とする。
- ・送・配・変電設備については、敷地内受電盤より上流の一次側設備に係る費用は補助対象外とする。
- ・配管については、敷地内計量メーターより上流の配管に係る費用は補助対象外とする。
- ・労務費、材料費、消耗品・雑材料費、直接仮設費、総合試験調整費、立会検査費、機器搬入費等の工事費は補助対象外とする。
- ・建屋に係る工事費は補助対象外とする。
- ・基礎工事費は補助対象外とする。

別表 3

補助事業における利益等排除の方法

1. 利益等排除の対象となる調達先

補助事業者が以下の（１）から（３）の関係にある会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む。）は、利益等排除の対象とする。

利益等排除の対象範囲には、財務諸表等規則第 8 条で定義されている親会社、子会社、関連会社及び関係会社を用いる。

- （１）補助事業者自身
- （２） 100%同一の資本に属するグループ企業
- （３）補助事業者の関係会社（上記（２）を除く。）

2. 利益等排除の方法

（１）補助事業者の自社調達の場合

原価をもって補助対象経費とする。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価をいう。

（２） 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって補助対象経費とする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（以下「売上総利益率」といい、売上総利益率がマイナスの場合は 0 とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

（３）補助事業者の関係会社（上記（２）を除く。）からの調達の場合

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって補助対象経費とする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（以下「営業利益率」といい、営業利益率がマイナスの場合は 0 とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

- 1 「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることの証明及びその根拠となる資料の提出を行うものとする。

別表 4

ア 対象事業所における補助対象設備の導入前後で、事業所全体で下記（イ）～（ハ）のいずれかを満たす事業。

- （イ） エネルギー使用量を、1%以上削減する事業。
- （ロ） 温室効果ガス排出量を、1 t-CO₂/年以上削減する事業。
- （ハ） 最大需要電力を、1%以上削減する事業。

（堺市事業所向け省エネ設備等導入支援事業補助金交付要綱 4（4）に規定）

補助率	補助限度額	備考
補助対象経費の1/3以内。 ただし、国等からの補助を受けた又は受ける予定である場合は、補助対象経費からその補助額を差し引いた額の1/3以内とする。	補助上限 500,000円	・省エネ設備等の導入における補助対象経費が300,000円以上であること。

イ 対象事業所における補助対象設備の導入前後で、事業所全体で下記（イ）～（ハ）のいずれかを満たす事業。

- （イ） エネルギー使用量を、5%以上削減する事業。
（ただし、温室効果ガス排出量を、1 t-CO₂/年以上削減する事業に限る。）
- （ロ） 温室効果ガス排出量を、5 t-CO₂/年以上削減する事業。
- （ハ） 最大需要電力を、5%以上削減する事業。

（堺市事業所向け省エネ設備等導入支援事業補助金交付要綱 4（4）に規定）

補助率	補助限度額	備考
補助対象経費の1/3以内。 ただし、国等からの補助を受けた又は受ける予定である場合は、補助対象経費からその補助額を差し引いた額の1/3以内とする。	補助上限 1,000,000円	・省エネ設備等の導入における補助対象経費が300,000円以上であること。

別表 5

エネルギー種別	温室効果ガス排出係数
コークス	3. 1 7 t-CO ₂ /t
灯油	2. 4 9 t-CO ₂ /kL
ガソリン	2. 3 2 t-CO ₂ /kL
軽油	2. 5 8 t-CO ₂ /kL
A重油	2. 7 1 t-CO ₂ /kL
B・C重油	3. 0 0 t-CO ₂ /kL
液化石油ガス (L P G)	3. 0 0 t-CO ₂ /t
液化天然ガス (L N G)	2. 7 0 t-CO ₂ /t
都市ガス 1 3 A	2. 2 9 t-CO ₂ /千 N m ³
電力	0. 6 9 0 t-CO ₂ /千 kWh

エネルギー種別	熱量換算係数
コークス	2 9. 4 GJ/t
灯油	3 6. 7 GJ/kL
ガソリン	3 4. 6 GJ/kL
軽油	3 7. 7 GJ/kL
A重油	3 9. 1 GJ/kL
B・C重油	4 1. 9 GJ/kL
液化石油ガス (L P G)	5 0. 8 GJ/t
液化天然ガス (L N G)	5 4. 6 GJ/t
都市ガス 1 3 A	4 5. 0 GJ/千 N m ³
電力	9. 9 7 GJ/千 kWh

原油換算係数
0. 0 2 5 8 kL/GJ